

退職給付会計実務シリーズ②

退職給付会計の概要

年金数理人 ほった あきひろ 堀田 晃裕

今回の退職給付会計実務シリーズは「退職給付会計」の概要について述べる。前回は述べたとおり、2012年5月17日に公表された「退職給付に関する会計基準」（以下、会計基準）では、第4項で確定拠出制度を「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度」と定義し、第5項で確定給付制度を「確定拠出制度以外の退職給付制度」と定義している。

確定拠出制度の会計処理は、「当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する」と会計基準第31項に定められているように、きわめて単純である。一方で確定給付制度の会計処理は、会計基準の大部分がこれに関するものであることからわかるとおり複雑である。以下で確定給付制度の会計処理について見ていくこととする。

確定給付制度の会計処理の基本的な考え方

会計基準第53項では、退職給付は「その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出」であり、「当期の負担に属すべき金額は、その

支出の事実に基づくことなく、その支出の原因又は効果の期間帰属に基づいて費用として認識する」という企業会計における考え方（発生主義）が、企業が直接給付を行う退職給付のみならず企業年金制度による退職給付にも当てはまることから、退職給付はその発生した期間に費用として認識することとなるとしている。

上記の考え方や退職給付特有の事象を踏まえ、第54項では確定給付制度の会計処理の基本的な考え方について、以下のような内容を示している。

- 将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として計上するとともに負債の部に計上する
- 負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引く
- 退職給付の水準の改訂及び退職給付の見積りの基礎となる計算要素の変更等により過去勤務費用及び数理計算上の差異が生じるが、これらは、原則として、一定の期間にわたって規則的に、費用処理する

用語の定義

確定給付制度の会計処理に必要ないくつかの項目について、会計基準からその定義を抜粋してまとめておく。

<退職給付債務>

退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう（第6項）。退職給付債務は、退職給付見込額（退職により見込まれる退職給付の総額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する（第16項）。

<年金資産>

特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう（第7項）。

- (1) 退職給付以外に使用できないこと
- (2) 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- (3) 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- (4) 資産を事業主の資産と交換できないこと

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する（第22項）。

<勤務費用>

1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいう（第8項）。勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算する（第17項）。

<利息費用>

割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう（第9項）。利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する（第21項）。

<期待運用収益>

年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益をいう（第10項）。期待運用収益は、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて計算する（第23項）。

<数理計算上の差異>

年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう（第11項）。

<過去勤務費用>

退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう（第12項）。

各項目の関係

期首の退職給付債務と期末の退職給付債務の間には以下の関係が成立する。

$$\begin{aligned} \text{期末の退職給付債務} \\ = \text{期首の退職給付債務} & \quad + \text{勤務費用} \\ & \quad + \text{利息費用} \\ & \quad - \text{給付支払額} \\ & \quad + \text{当期に発生した数理計算上の差異（退職給付債務側）} \\ & \quad + \text{当期に発生した過去勤務費用} \end{aligned}$$

同様に期首の年金資産と期末の年金資産の間には以下の関係が成立する。

$$\begin{aligned} \text{期末の年金資産} \\ = \text{期首の年金資産} & \quad + \text{期待運用収益} \\ & \quad + \text{掛金拠出額} \\ & \quad - \text{給付支払額} \\ & \quad - \text{当期に発生した数理計算上の差異（年金資産側）} \end{aligned}$$

2つの式から、以下の関係が成立することがわかる。

$$\begin{aligned} \text{期末の（退職給付債務－年金資産）} \\ = \text{期首の（退職給付債務－年金資産）} & \quad + \text{勤務費用} \\ & \quad + \text{利息費用} \\ & \quad - \text{期待運用収益} \\ & \quad - \text{掛金拠出額} \\ & \quad + \text{当期に発生した数理計算上の差異（退職給付債務側）} \\ & \quad + \text{当期に発生した数理計算上の差異（年金資産側）} \\ & \quad + \text{当期に発生した過去勤務費用} \end{aligned}$$

前述したとおり、数理計算上の差異は

- ①年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異
- ②退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異
- ③見積数値の変更等により発生した差異

から構成されるが、上式で「年金資産側」として示した数理計算上の差異が①にあたり、「退職給付債務側」として示した数理計算上の差異が②及び③にあたる。退職給付債務側と年金資産側を合計して「当期に発生した数理計算上の差異」となる。

数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間（予想される退職時から現在までの平均的な期間）以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する（第24項）。当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識数理計算上の差異」という。

期末の未認識数理計算上の差異 = 期首の未認識数理計算上の差異	- 数理計算上の差異に係る当期の費用処理額 + 当期に発生した数理計算上の差異
------------------------------------	--

過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する（第25項）。当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識過去勤務費用」という。

期末の未認識過去勤務費用 = 期首の未認識過去勤務費用	- 過去勤務費用に係る当期の費用処理額 + 当期に発生した過去勤務費用
--------------------------------	--

これらをまとめると以下ようになる。

期末の（退職給付債務－年金資産） - 期末の（未認識数理計算上の差異＋未認識過去勤務費用） = 期首の（退職給付債務－年金資産） - 期首の（未認識数理計算上の差異＋未認識過去勤務費用）	+ 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 数理計算上の差異に係る当期の費用処理額 + 過去勤務費用に係る当期の費用処理額 - 掛金拠出額
--	---

年金資産がない退職一時金制度の場合には以下ようになる。

期末の退職給付債務－期末の（未認識数理計算上の差異＋未認識過去勤務費用） = 期首の退職給付債務－期首の（未認識数理計算上の差異＋未認識過去勤務費用）	+ 勤務費用 + 利息費用 + 数理計算上の差異に係る当期の費用処理額 + 過去勤務費用に係る当期の費用処理額 - 給付支払額
--	---

以上は次節に示す「改正前基準における取扱い」の退職給付引当金と退職給付費用の関係を示すものとなっている。この内容は「退職給付会計のワークシート」を利用すると、見通しがよくなり理解の助けとなる。これについては次回解説する。

改正前基準における取扱い

貸借対照表上での取扱いと損益計算書及び包括利益計算書上での取扱いは「退職給付に関する会計基準」により改正されている。まず改正前の退職給付会計基準の取扱いについて述べる。

(1) 貸借対照表

退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を

控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、資産として計上する。

貸借対照表に負債として計上される額については「退職給付引当金」の科目をもって固定負債に計上し、資産として計上される額については「前払年金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。

年金資産	退職給付債務	年金資産	退職給付債務
未認識 数理計算上の差異		未認識 数理計算上の差異	
未認識 過去勤務費用		未認識 過去勤務費用	
退職給付引当金		前払年金費用	

(2) 損益計算書

次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する。原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。

- ①勤務費用
- ②利息費用
- ③期待運用収益
- ④数理計算上の差異に係る当期の費用処理額
- ⑤過去勤務費用に係る当期の費用処理額

継続することとされている。

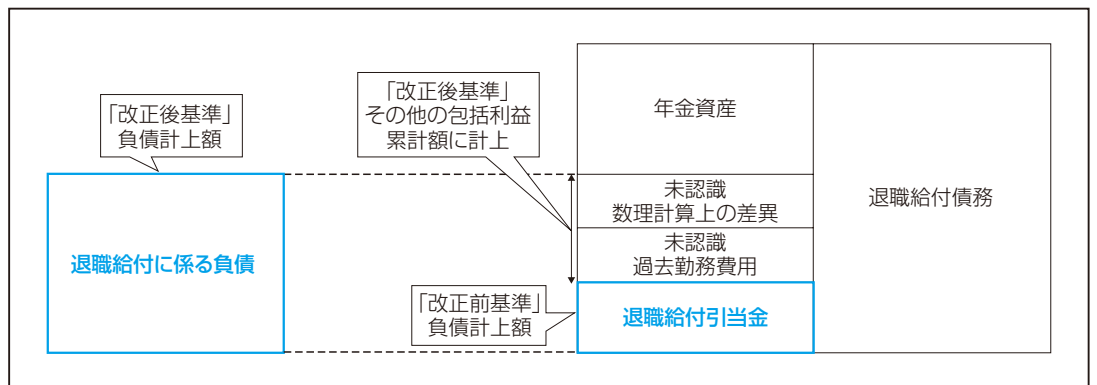
(1) 貸借対照表

退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、資産として計上する（第13項）。積立状況を示す額について、負債となる場合は「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって固定負債に計上し、資産となる場合は「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって固定資産に計上する（第27項）。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上する（第27項）。

改正後基準における取扱い

以下の取扱いは連結財務諸表にのみ適用し、単体財務諸表においては改正前基準の取扱いを当面の間



(2) 損益計算書及び包括利益計算書

損益計算における取扱いは以下のように改正前基準から変更されていない。

次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する（第14項）。原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する（第28項）。

- ①勤務費用
- ②利息費用
- ③期待運用収益
- ④数理計算上の差異に係る当期の費用処理額
- ⑤過去勤務費用に係る当期の費用処理額

ただし、数理計算上の差異の当期発生額及び過去

勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用）については、その他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う（第15項）。

当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額については、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上する（第29項）。

以上